

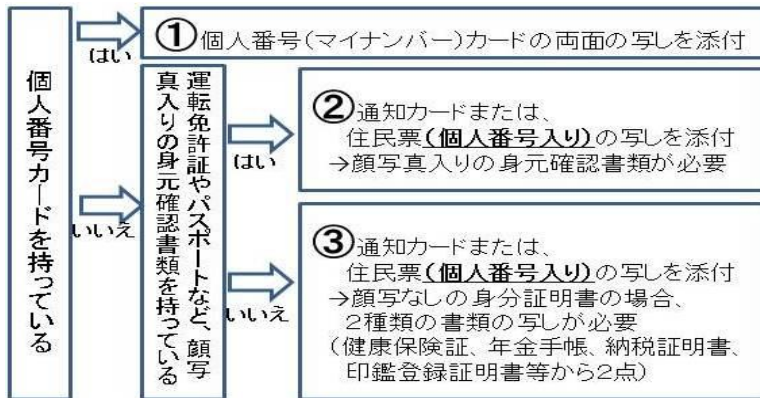
ワンストップ特例制度の申請方法

ワンストップサービスを利用される方は、「申告特例申請書」に必要事項を記入していただき、申請書と個人番号確認書類及び本人確認書類を台紙（裏面）に貼り付け、返信用封筒に入れて寄附した年の翌年1月10日までに神戸町役場へご返送をお願いします。

★書類に不備、添付書類が不足する場合は、受付をせず返送することがあります。

●添付資料について

個人番号の確認ができるものと、身元（実存）確認ができるものを併せて台紙に貼付けて、申請書に添付してください。



お願い

※神戸町では、ワンストップ特例制度に係る申告特例申請書等の関係書類を『普通郵便』で投函いただいています。ご理解とご協力をよろしくお願いいたします。

●ワンストップ特例申請書の記載について

令和 年寄附分 市町村民税 寄附金税額控除に係る申告特例申請書
道府県民税

令和 年 月 日	岐阜県安八郡神戸町長 殿	整理番号	
住所		フリガナ	
		氏名	
		個人番号	
電話番号		生年月日	年 月 日

お名前を自署してください。
※最下部にもございます。

個人番号(マイナンバー)を誤りなく、ご記入ください。

記載されている住所と今回添付する確認書類の住所が一致しているか確認してください。記載内容に訂正がある場合は、お手数ですが二重線で消したうえでご訂正をお願いします。
※最下部にもございます。

1. 当団体に対する寄附に関する事項

寄附年月日	寄附金額
令和 年 月 日	円

2. 申告の特例の適用に関する事項

申告の特例の適用を受けるための申請は、①及び②に該当する場合のみすることができます。
①及び②に該当する場合、それぞれ下の欄の□にチェックをしてください。

① 地方税法附則第7条第1項(第8項)に規定する申告特例対象寄附者である

(注) 地方税法附則第7条第1項(第8項)に規定する申告特例対象寄附者とは、(1)及び(2)に該当すると見込まれる者をいいます。

- (1) 特例控除対象寄附金を支出する年の年分の所得税について所得税法第120条第1項の規定による申告書を提出する義務がない者又は同法第121条(第1項ただし書を除く。)の規定の適用を受ける者
- (2) 特例控除対象寄附金を支出する年の翌年の4月1日の属する年度分の市町村民税・道府県民税について、当該寄附金に係る寄附金税額控除の控除を受ける目的以外に、市町村民税・道府県民税の申告書の提出(当該申告書の提出がされたものとみなされる確定申告書の提出を含む。)を要しない者

② 地方税法附則第7条第2項(第9項)に規定する要件に該当する者である

寄附をした年月日と、金額を記入してください。※複数回の寄附はその度に申請が必要です。

所得税や住民税の確定申告をしないことの確認に☑チェックします。

寄附先が「5自治体」以内であることの確認に☑チェックします。

★申請した内容に変更が発生した場合(引越等による住所変更、入籍等による氏名の変更等)は、寄附した年の翌年1月10日までに、届出が必要です。必ずご連絡ください。

●お問い合わせ：岐阜県安八郡神戸町役場まちづくり戦略課 ☎0584-27-0172

ワンストップ特例申請書添付書類 貼付用台紙

この用紙に、本人確認書類を貼付し、ワンストップ特例申請書と同封して提出してください。

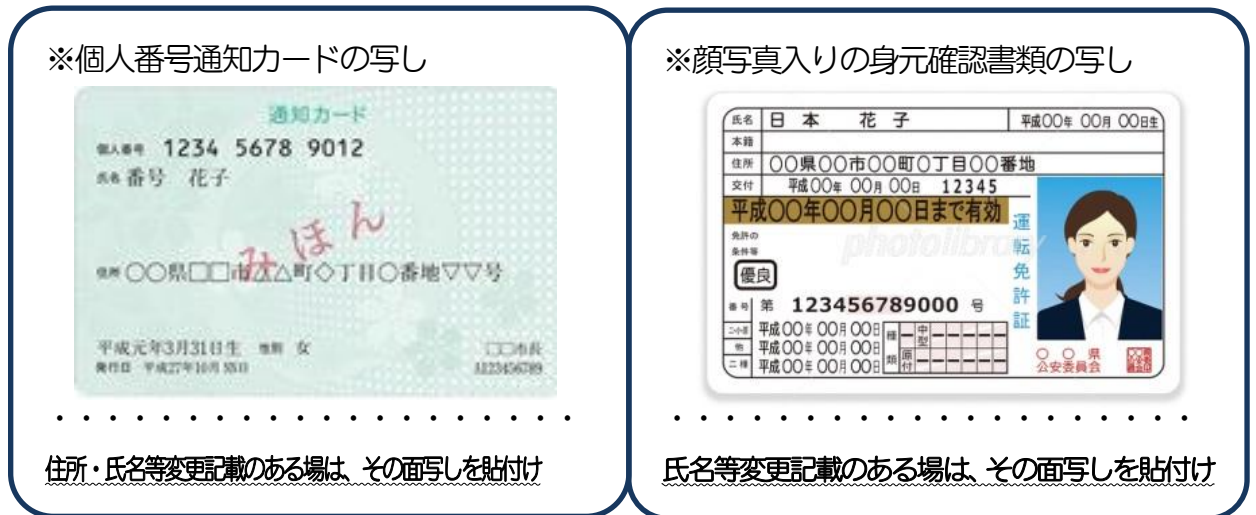
○本人確認書類貼付欄（例①、②、③の場合）

① 個人番号（マイナンバー）カードの両面の写しを添付



② 通知カードまたは、住民票（個人番号入り）の写しを添付

→顔写真入りの身元確認書類が必要



③ 通知カードまたは住民票（個人番号入り）の写しを添付

→顔写真なしの身分証明書の場合、2種類の書類の写しが必要

（健康保険証、年金手帳、納税証明書、印鑑登録証明書等から2点）

..... 該当する2種類の書類の写しを貼付け

貼付けの際の注意点

- 種類に個人識別事項（氏名及び住所または生年月日）が記載されているものであること
- 申請書住所と証明書の住所が一致していること
- 証明書は有効期限内のものであること

個人番号の記載のある住民票の写しは左端に寄せて貼付け